

いままなぜ?

改憲論議

私学助成が

憲法違反?

自民党の改憲4項目の一つとして、「家庭の経済的事情に左右されない教育環境の充実」が挙げられています。これだけだと、一見してなぜ改憲が必要なのかわかりませんが、自民党のホームページを見てみると、「私学助成」にとって憲法がネックになっている、ということのようです。

しかし、これは憲法を変えなくても十分に対応できる政策ですから、全く改憲の理由になりません。実際に、私立学校振興助成法に基づき、大学だけでも全体として約2900億円の補助金が交付されています。

確かに、憲法学界では、憲法89条が「公金その他の公の財産は、…公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対

「教育の充実」は改憲などせず直ちに

⑥ 自民改憲4項目—教育環境の充実

し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」としていることから、私学助成が合憲なのか違憲なのかという論争が存在しました。



しかし、幼稚園ではない幼児教室に対する補助金を合憲とした判決に対する解説はあるものの、私立大学の建設のために公金を支出することが憲法89条などに違反しないとする裁判所の判決(新潟地裁1992年11月26日判決)に対し、学界で批判的な議論が起こるといふことはありませんでした。

というのも、他方で、憲法26条1項が、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めている以上、公教育制度の整備が憲法上要請されており、公教育の一翼を担う私立学校は、「いってみれば、国の施策の足りない部分を私人が補っている(浦部法徳憲

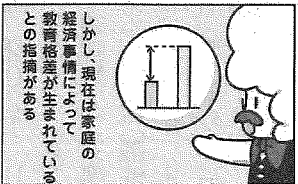
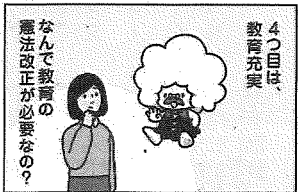
法学教室)」からです。結局、憲法学界の大勢の理解は、憲法上私学助成が禁止されているというよりは、むしろ、公金を支出する以上何の監督もしないことは許されない、というものです。つまり、私立学校に助成金を交付することそれ自体が憲法に違反する、というものはありません。

自民党は、私学助成のために改憲が必要だ、と言っているのですが、そもそも私学助成の増額を抑制してきたのは歴代自民党政権です。そして、それは憲法違反が理由だったのではなく、他方で軍事費を増やし続けてきたように、予算の優先順位が政策的に低いからです。憲法違反が疑われて公金が出せないなら、軍事費こそ出せないはずですが、自民党はそんなことは言いません。

第8話 教育の充実

SNSでこのマンガをシェアする:  

課題



岸田政権が「自助」の強制を捨てて「新しい資本主義」を標榜するなら、改憲などせず直ちに私学助成や国公立大学運営費交付金の増額をすべきです。「教育環境の充実」だから改憲という自民党の手法は、実は改憲が必要ではないのに、必要そうな理由をわざわざねつ造し、「ほら、改憲が必要でしょ」と国民を誤解させて改憲の方向に世論誘導する手法になっています。

改憲論にも「ファクトチェック」が必要です。

(多田一路・立命館大学教授)

「教育の充実」に改憲が必要と主張する漫画(自民党ホームページより)